

決議



わ四回原水爆禁止世界大会日本大会における法律家協議会は核兵器の実験・使用・製造・貯蔵を国際法の立場から検討した結果、および沖縄を含む日本の核武装の問題につき討論の結果左の結論に到達した。

一、国際法によりする核兵器の使用・実験・製造・貯蔵について

(1) 核兵器の使用は国際法に違反する。

特に他国の武力攻撃に対する自衛手段あるいは核兵器による攻撃に対する報復手段であつても核兵器の使用は交戦国以外の国民に対しても深刻な影響をおよぼすからその違法性を阻却されず、ジエノサイド条約に規定されている人類に対する犯罪を構成すると考えるべきである。

(2) 核兵器の実験は公海・信託統治地域におけると一国内にお

けることを問わず、全ての国際法に違反する。

(iv) 核兵器の製造・貯蔵は人類に対する犯罪の予備行為であるから、直ちに禁止されねばならない。

(v) ソビエトが核実験停止を一方的に宣言した以上、米英も速かにこれに応じて核実験を停止すべきである。

二、日本の核武装について

(vi) 自衛隊の現状は既に核武装への第一歩をふみ出したものと見るべきであり、このことは全ての軍備を禁止している日本国憲法に違反している。

(vii) 在日米軍が日米安全保障条約、行政協定に基いて、日本に駐留し核兵器を持ち込んでいることは日本国憲法第九条に違反する。

三、沖縄問題について

米国が沖縄を極東における核兵器の半永久的基地としている

ことは明らかな事実であるが、沖縄が平和条約第十三条の予定した国際連合の信託統治に付することが事実上不可能になつた今日、沖縄に対する米国の施政権の根拠に完全になくなつたものであるから、このような米国の行為は違法である。

四、以上の結論よりして、われわれは

(1) 本年開催されるガ十三回国連総会において、核兵器実験の即時かつ無条件停止を決議し、かつ、核兵器保有国が、核兵器使用禁止の協定を締結すべきこと。

(2) サラに進んで国連及び関係諸国が有効な査察管理の制度をともなう核兵器の製造、貯蔵の禁止及び保有する核兵器の廃棄のための適切な措置をとるべきこと。

(3) 日本政府が核武装禁止宣言の効力を持つ法律を制定すること。

(4) 日本政府が安全保障条約、行政協定の締結のため、必要な

措置をとるべきことを目的として、当面、核兵器を持ち込むこと、及び在日米軍と自衛隊をして核武装することを禁止する協定を日米間で即時締結すべきこと。各國政府が、禁止の目的をもつて、二国間又は集団的に同様の措置をとること。(4) 刑事特別法及び防衛秘密保護法は、日本国民の基本的人権を侵害し、民主主義を破壊する違憲の法律であると共に、日本における核武装を容易にするものであるから速かに廢止すべきこと。

(5) 日本政府は、米国の沖縄における核兵器基地化に反対し、且つ平和条約や三条の廢棄を求むべきことを強く要請する。